

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

福岡市城南區飯倉一丁目九番三二号

株式会社フタクト

代表清算人 平川 貞之

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

福岡県八女市立花町白木字今屋敷一〇〇二番地の五 有限会社有機農業生産組合花嘉

清算人 松尾 晃治

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

北九州市八幡東区前田一丁目四番八号

株式会社ワイエス計算センター

代表清算人 尾崎由紀子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

宮崎県下北方町塚原五八四四番地

有限会社景清酒店

清算人 大野 幸重

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

沖縄県国頭郡恩納村字山田一九八七番地二

株式会社真

代表清算人 内田 昇

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

沖縄県石垣市字登野城六二三番地一

合同会社みーちぬや

代表清算人 下地 勝明

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

沖縄県沖縄市泡瀬二丁目三番二号

有限会社はま電気通信工事

清算人 濱里 盛秀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

沖縄県宜野湾市大山二丁目一六番一号

アロマコーヒー株式会社

代表清算人 喜舎場淑子

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月二十二日、福島地方裁判所白河支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

福島県白河市金屋町五五番地

宗教法人心睦教団安藤教会

清算人 弁護士 宮本 雅司

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十月八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

富山県下新川郡朝日町大家庄五六二番地

宗教法人西順寺

清算人 名越 美生

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月二十八日開催の総会の決議により令和八年七月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

大阪府西区江之子島一丁目九番一五

マツダファミリアハイイツ阿波座管理組合

清算人 西浦 一美

解散公告(第一回)

当土地改良区は、令和八年七月十四日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

兵庫県掛保郡太子町岩見構三七三番地

岩見の里土地改良区

代表清算人 下村 正文

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年七月三日開催の本地生産森林組合総会の決議により令和八年七月二十七日に県の認可を得て解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

広島県山県郡北広島町本地二二六六番地

本地生産森林組合

清算人 堀亀 諭

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月十六日福島地方裁判所会津若松支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

福島県喜多方市熊倉町雄国字村中甲二三一番地口

宗教法人禊教雄国分院教会

清算人 弁護士 舟城 善貴

連絡先 福島県会津若松市大町二丁目十一番二十三号トッブルレイビル二階

舟城法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

三重県松阪市嬉野矢下町五六六番地

東禅寺

清算人 西村 倫也

第73期決算公告

令和8年7月29日

茨城県石岡市行里川23番地4

三浦紙器工業株式会社

代表取締役 松本 佳久

貸借対照表の要旨(令和8年4月30日現在)

科 目		金 額(千円)
資の産部	流動	299,061
	固定	515,471
	合 計	814,532
負債純資産及び部	流動	233,369
	固定	451,713
	合 計	685,082
資 産	負債	129,449
	資本	24,000
	利益	105,449
負債純資産及び部	負債	27,000
	資本	78,449
	利益	(39,049)
資の産部	流動	299,061
	固定	515,471
	合 計	814,532